



貯水槽(受水槽・高架水槽)の清掃と水質検査の重要性

飲料水としての供給施設である貯水槽の設置者は、利用者が安心できる水を供給するために、年に1回、貯水槽清掃が法律によって義務付けられ、法定検査が必要です。(10tを超えるもの)

貯水槽の有効容量の合計が10t以下のものは、京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領で基準が定められており、10tを超えるものに準ずる内容で清掃・点検をするように指導しています。

法律だけの問題ではなく、健康面・衛生面で非常に重要な問題です。

貯水槽の衛生管理を怠ったがゆえの事件・事故が世間では発生しています。特に最近では病原性大腸菌O-157や、クリプトスポリジウム、赤痢などの集団感染が問題となっていますので再確認をお願い致します。

①清掃前



②清掃後



貯水槽(受水槽・高架水槽)は時間の経過とともに①の写真のように汚れます。清掃をすれば②の写真のようにきれいになります。又、受水槽内のヒビ割れや劣化も確認させていただきます。

学生ハウジンググループ(株)GHコミュニティでは貯水槽の点検・清掃を承っています。お気軽にご相談ください。

マンション・アパート・テナント



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215

担当: 岸本・大野